

相続定期貯金 願い

募集期間

令和2年
4月1日水

令和3年
3月31日水

相続

店頭表示金利 **+** 年 **0.2%** 上乗せいたします

定期の種類	スーパー定期貯金…1年 大口定期貯金……………1年	中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
預入方法	一括預入、証書式、自動継続扱い	貯金保険制度	本商品は預金保険制度の対象商品です。(当組合に複数の口座がある場合はそれらの預金元本を合算して1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。)
預入金額	スーパー定期／100万円以上から相続により取得した金額(1,000万円未満)まで 大口定期預金／1,000万円以上から相続により取得した金額まで	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始後、3年10ヶ月以内に相続により受け取った資金に限りです。 ・確認書類の例としては、遺産分割協議書・金融機関に提出した相続手続依頼書・戸籍謄本・相続税の申告書・遺言書・生命保険支払通知書・売買契約書・登記簿謄本・被相続人名義の解約済通帳または計算書・相続資金受取通帳の写し等となります。 ・JA東京中央にて相続手続された方におきましては、相続の確認資料は提出不要となりますが、不足資料がある場合はご提出いただけます。 ・お一人様1回の相続につき、お預け入れは一度に限りです。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利環境の変化等により募集期間中であっても適用金利の変更または募集を中止することがあります。 ・本商品は、事業利用分量配当制度の対象外となります。 ・詳しくは窓口にお問い合わせください。
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。		
適用金利	店頭表示金利に 年 0.2% を上乗せいたします。 <small>※適用金利には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。</small>		
ご利用いただける方	個人のみ ※ただし、以下の条件に該当される方 原則、出資加入していただける方 相続開始後、3年10ヶ月以内に当組合を含む金融機関等での相続手続により資金を取得し、相続人である事や相続での取得資金に関係する確認書類をご提出いただける方。(相続により取得した預貯金その他、死亡保険金・死亡共済金・不動産や株式等の換金代金等も対象となります。)		



JA東京中央

詳しくはお近くの各支店窓口、またはホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.ja-tokyochuo.or.jp/>

JA東京中央

検索

